

# ★ 消費者ホットライン

～平成22年1月12日から実施～

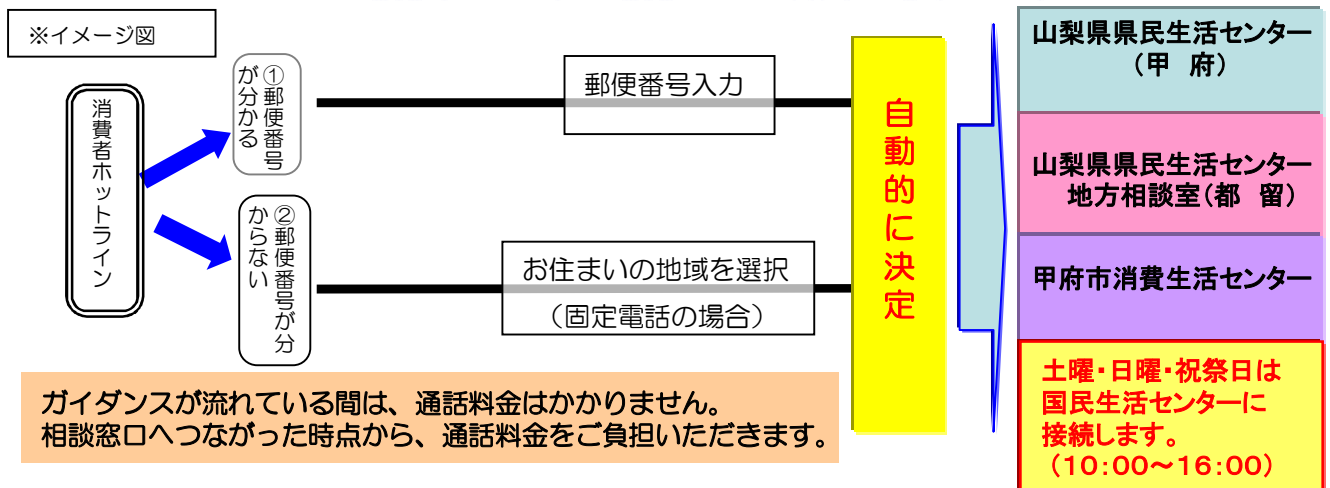
## 0570-064-370

ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを！

### ✕ 消費者ホットラインとは？

消費者ホットラインは、消費生活相談への最初の一步をお手伝いします。一人で悩まずに消費者ホットラインをご利用ください。

※IP電話など一部の電話ではご利用できません。



### 相談窓口で受け付けられない相談もあります

(受け付けられない相談の例)

- ・行政の対応に対する不満や要望 (行政相談)
- ・職場での不当な解雇 (労働問題)
- ・工場の汚水排出による環境事故 (公害) など

- 生命・身体に重大な危害を受けた場合、またはその危害が切迫している場合などは、まずは、警察・消防にご連絡ください。
- 身近な相談窓口が相談受付時間外の場合や一部の相談窓口では、ガイダンスにより電話番号及び受付時間のご案内をいたします。



消費者ホットラインに関するお問い合わせ先  
消費者庁消費者情報課地方協力室  
03-3507-9174

消費者ホットライン

検索 